

障害福祉サービス(介護給付と訓練等給付)とは

在宅医療・介護連携事業推進協議会 特定非営利活動法人 葛下 川端 祐司

先月号では障害福祉サービスを利用するまでの流れなどを紹介しました。

このサービスは「障害を持たれている方が地域社会で共に暮らすことの実現」を理念としています。

今月号は、「介護給付」および「訓練等給付」について、その内容を細かく紹介します。

◆介護給付……日常生活に必要な支援を受けることができるサービス

	サービス内容	対象となる方	内 容
在宅生活で訪問による支援や外出時の支援を受ける	居宅介護 (ホームヘルパー)	障害があり生活全般にわたる支援が必要な方	自宅で入浴・排せつ・食事などの介助
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方	自宅で入浴・排せつ・食事などの介助や外出での移動の補助
	同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な方	外出時の同行や、移動の支援
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方	行動するときに必要な介助や外出時の移動の支援
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い方	居宅介護など複数の障害福祉サービスを組み合わせた支援
事業所で昼間の活動の支援を受ける	療養介護	長期の入院による医療と常に介護が必要な方	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の支援
	生活介護	常に介護が必要な方	施設での入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動など
入所して支援を受ける	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う方が病気の場合や休息が必要な場合に、施設での短期入所が必要な方	短期間、夜間も含めた施設への入所
	施設入所支援	施設に入所している方	夜間や休日の入浴・排せつ・食事の介護等

◆訓練等給付……自立した生活に必要な知識や技術を身につけることができるサービス

	サービス内容	対象となる方	内 容
事業所で昼間の活動の支援を受ける	自立訓練	知的障害または精神障害を有する方	自立した日常生活や社会生活を送るため、一定期間受ける身体機能、生活能力向上のための訓練
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方	就労に必要な知識や能力を向上させるために一定期間受ける訓練
	就労継続支援	一般企業等での就労が困難な方	働く場で受ける知識や能力の向上のための訓練
入居して支援を受ける	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居において日常生活上の支援が必要な方	2~10人の共同生活を行う住居における相談や日常生活上の援助(入浴、排せつ、食事の介護などが必要と認定されている方には介護サービスも提供されます)

以上のサービスなどを組み合わせ、対象の方に合った生活の実現を目指していきます。鏡野町内の事業所に限らず、ニーズに合わせて近隣他市町村の事業所のサービスを利用することもできます。住み慣れた鏡野町内で、そして自宅から近く利便性の良い場所でサービスを利用できることが理想です。今後福祉サービス事業所が町内により多く、そしてより広い地域に増えていくことが望まれます。

■お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 介護保険係 電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891